

連携推進委員会の役割・協議範囲の確認

- NGO 外務省定期協議会のマンドートについては、2005 年度全体会議（5 月 20 日 14:00～16:00 於 総評会館 3 階会議室 AB）で以下のように確認されている。

<引用：当日配布資料（NGO・外務省双方が事前に確認済み）より>

NGO・外務省定期協議会 概要

NGO・外務省定期協議会は、NGO と外務省との連携強化や対話促進のため、1996 年に開始されました。2002 年度には、ODA 政策協議会と連携推進委員会に再編され、それぞれ年 3 回が開催されています。また全体会議は、2 つの小委員会の成果と課題を共有するため 2004 年度から開催されています。

ODA 政策協議会

開催回数	年 3 回（年 1 回は地方開催を予定）
開催会場	外務省関連会議室
協議内容	ODA 政策全般を協議し、政策の質とアカウンタビリティの向上を図る。
NGO 側委員	ネットワーク型 NGO にこだわらない。全国の NGO を対象として 1 年に 1 回公募を行う。任期は 1 年（現在コーディネーターは 6 名）
事務局	（特活）関西 NGO 協議会
外務省担当	経済協力局国別開発協力第 1 課（事務局 民間援助支援室）

連携推進委員会

開催回数	年 3 回（年 1 回は地方開催を予定）
開催会場	外務省内会議室及びその他外部会議室
協議内容	NGO・外務省連携推進策に関する協議
NGO 側委員	委員の過半数は活動実績 1 年以上、開発途上国を対象とした国際協力 NGO が参加しているネットワーク NGO から選出。任期は 2 年（現在委員は 9 名）。
事務局	（特活）国際協力 NGO センター、（特活）名古屋 NGO センター
外務省担当	民間援助支援室

全体会議

開催回数	年 1 回
開催会場	東京開催（東京以外での地域開催は今後検討）
内 容	連携推進委員会及び ODA 政策協議会の協議成果・課題の報告。 NGO と外務省との対話促進に関するテーマについて意見交換。
NGO 側委員	連携推進委員会、ODA 政策協議会委員会から担当委員 2 名
事務局	（特活）国際協力 NGO センター、（特活）関西 NGO 協議会、 （特活）名古屋 NGO センター
外務省担当	民間援助支援室

■ また、連携推進委員会のマンドートについては開催初期に以下のように言及があり、NGO・外務省双方で内容を確認している。

【資料 1】2001 年度 第 3 回 NGO・外務省定期協議会議事録

日時：2002 年 3 月 11 日（金）14：45～16：45

場所：外務省仮庁舎別館（芝大門）516 会議室

<引用 http://www.janic.org/janic/advocacy/mofacon01_3.html より>

2、NGO・外務省の基本的関係のあり方について 【双方提出議題】

(1).NGO・外務省定期協議会のあり方について

・これまでの定期協議会の問題点をふまえ、今後の定期協議会について議論し、別添の「NGO・外務省定期協議会の今後のあり方について」に記されている内容で双方の了解が得られた。但し、外務省より、本会議のあり方を最終的に決定するには現在「変える会」や第 2 次 ODA 改革懇談会で NGO との関係につき議論が行われているので、それらの議論の結果も踏まえて検討する必要がある旨述べた。

・新体制での定期協議会実施に向けて、上記ペーパー及び提起された検討課題を基に、外務省側は民間援助支援室長、NGO 側は JANIC（熊岡）・名古屋 NGO センター（西井）が中心となって調整を行うこととなった。

【資料 2】2001 年度 第 3 回 NGO・外務省定期協議会

別添資料 「NGO・外務省定期協議会の今後のあり方について」

別紙参照。

【資料 3】2002 年 11 月 8 日 17 時 48 分 外務省経済協力局政策課よりの FAX

別紙参照。

2001年度 第3回 NGO・外務省定期協議会 別添資料

NGO・外務省定期協議会の今後のあり方について

全体会と2つの小委員会を設け、政策協議のための小委員会およびNGO支援小委員会とに機能を分離する。(別図参照)それぞれの詳細については以下のとおり。

全体会

- 開催頻度:年2回
- 開催地:年1回東京、1回は東京以外
- 議事:NGOと外務省の基本的な関係のあり方。2つの小委員会での協議事項の確認など
- 議事録:NGO、外務省双方で作成し、それぞれ公開する。なお、衆議院外務委員会・参議院外交防衛委員会への協議結果の報告については検討課題
- 参加者:オープンな場とする。ただし、NGO側の委員については検討課題
- 外務省側責任者:経済協力局政策課長
- NGOと他省庁(JICA、財務省、JBIC等)定期協議会との調整:検討課題

ODA政策協議のための小委員会

- 開催頻度:原則として年3回
- 開催地:当面は東京。NGO側より、将来に向けて開催地分散化もしくは交通費プール制が提起された。
- 議事:第1次、第2次ODA改革懇談会最終報告書のフォローアップ、ODA中期政策、国別援助計画、その他ODA政策全般(含・ODA政策の協議のための個別プロジェクト事例)など
- 議事案の取りまとめ:検討課題
- 議事録:NGO、外務省双方で作成し、それぞれ公開する
- NGO側参加者:検討課題
- 外務省側責任者:経済協力局政策課長
- オブザーバー:参加を認める

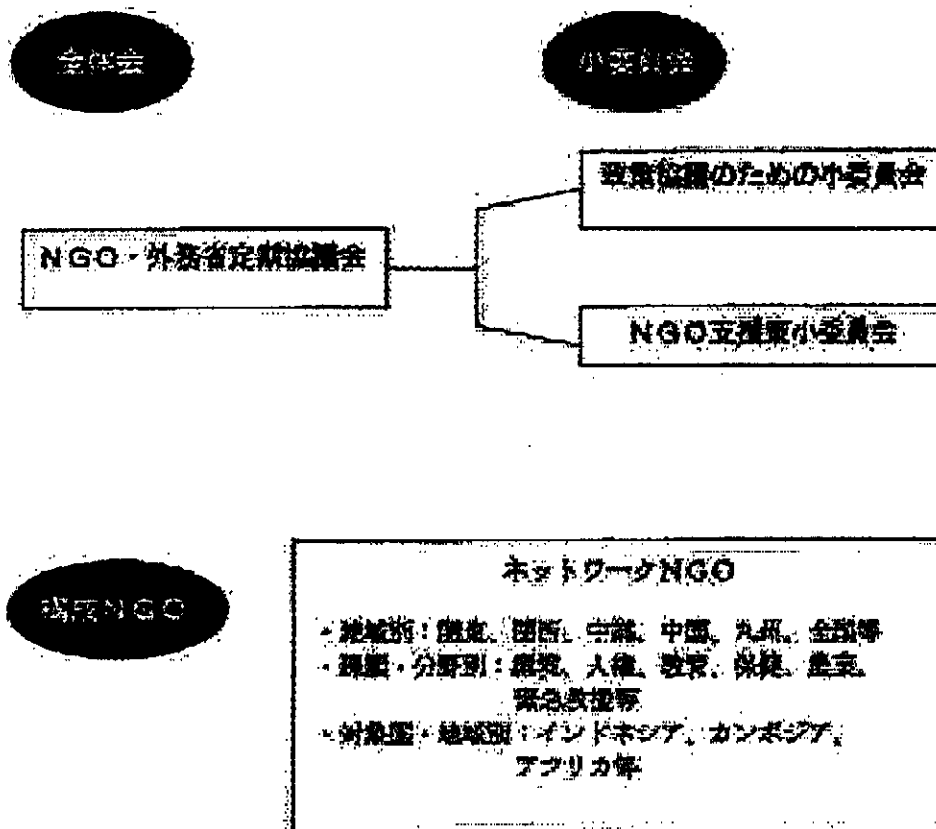
NGO・外務省パートナーシップ小委員会(仮称)

- 開催頻度:原則として年3回
- 開催地:当面は東京。NGO側より、将来に向けて開催地分散化もしくは交通費プール制が提起された。
- 議事:新規のNGO支援策について。既存のNGO支援策の改善策などについて
- 議事案の取りまとめ:検討課題
- 議事録:NGO、外務省双方で作成し、それぞれ公開する

- NGO側参加者: 検討課題
- 外務省側責任者: 経済協力局民間援助支援室長
- オブザーバー: 参加を認める

以 上

別添



(資料3)

小委員会のマンドートについて

1. 名称：「NGO・外務省連携推進小委員会」
外務省 → 原案通りで問題なし。
2. 開催頻度：「原則として年3回。当面は東京開催」
外務省 → 年2回が適当ではないか。
会議室は、原則として外務省内もしくは共用会議所の何れかを利用。
3. 開催時期：「予算作業の日程を踏まえ検討」
外務省 → 3回とした場合、大まかな目処は以下のとおり。
第1回目 5月頃
第2回目 9月頃
第3回目 1月頃
4. 協議内容：「新規及び既存のNGO支援策について協議」
外務省 → 1. 次年度概算要求に関する意見交換
2. 現行の支援策に関する意見交換
3. NGO・外務省連携推進に関する一般的な意見交換
5. 議事録：「NGO・外務省双方で作成し公開」
外務省 → 公表用の議事録は司会側が作成。
司会はNGO・外務省で交互に担当。第1回目は外務省側。
6. NGO側参加者：「ネットワーク型・開発協力型NGOを対象とし、NGO側で選定。オブザーバー参加も可。国際協力NGOセンター及び名古屋NGOセンターが協調し事務局として機能」
外務省 → 原案通りで問題なし。
人数的には、委員10名以内、オブザーバー15名以内を想定。
7. 外務省側責任者：「民間援助支援室長。事務局も同室」
外務省 → 原案通りで問題なし。
なお、原則としてNGO担当大使は毎回出席の上、冒頭に挨拶を行う。

【資料 4】2002 年度第 1 回 NGO・外務省連携推進委員会議事骨子

日時：2002 年 11 月 11 日（月）14:00～16:00

場所：経済産業省内共用会議室（別館、827 号室）

<引用 http://www.janic.org/janic/advocacy/mofacon02_1.html より>

3. 協議事項

当省委員会のマンデートに関し、以下のやり取りがなされた。

(1) 名称

NGO 側より、「NGO・外務省定期協議会連携推進委員会」としたい旨提案があり、外務省側も合意した

(2) 開催頻度

外務省側より、他の定期協議会もある状況下、双方の事務手続き等を考慮した場合、年 2 回が適当ではないかと提案したが、NGO 側より開催意義の点から 3 回としたい旨の強い希望があり、外務省側も了承した。

なお、3 回のうち 1 回は地方開催とする、更に 1 回は NGO の事務所で開催する方向で検討することとなった。

(3) 開催時期

外務省側より、予算作業の日程を踏まえた場合、大まかな目処としては 3 月、7 月、11 月頃の開催が考えられる旨指摘し、NGO 側から特段の異見はなかった。

(4) 協議内容

一部表現振りに関しやり取りがあった結果、以下の内容で双方が合意した。

- ・次年度概算要求に関する意見交換
- ・現行の連携に関する意見交換
- ・NGO・外務省連携、支援、対話推進に関する意見交換

(5) 司会・議事録

司会は NGO・外務省で交互に担当（第 1 回目は外務省）することで双方とも了承した。

議事録については、司会側が案を作成し 1 ヶ月以内に公表するよう努力することで双方了承。内容に関し、NGO 側より現在の概要形式ではなく、word by word でないにしても双方のやり取りをより詳細に公表すべきとの指摘がなされ、協議の結果外務省側もこれを了承した（次回より）。

(6) 参加者

NGO 側については、ネットワーク型・開発協力型 NGO を対象として NGO 側で選定すること、会議室キャパシティの都合上、委員は 10 名以内、オブザーバー参加は 15 名以内を目処とすること、国際協力 NGO センター及び名古屋 NGO センターが協調して事務局として機能することが確認された。

また外務省側については、民間援助支援室長が外務省側の責任者となり、事務局も同室が担当すること、NGO 担当大使も毎回出席し協議に参加することが確認された。

更に、NGO 側より、メディア関係者関与の可能性（オブザーバーとしての参加、外務省からメディアへの働きかけ等）につき打診がなされ、五月女大使より、自分（大使）としては今後積極的に地方やメディアに対しても出向いて NGO 関連の動きにつき説明していきたい旨発言した。

（以下略）

以上